

大規模事業評価部会の審議結果について

平成19年2月15日
大規模事業評価部会

1. 平成18年度大規模事業評価の審議結果

平成18年度の大規模事業評価については、平成18年4月19日付けで知事から「宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業」及び「宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業」が行政評価委員会に対して諮問され、平成18年4月24日から5月18日まで2回の部会、1回の現地調査を実施し、県が行った評価について審議した。

審議の結果、両案件とも事業を実施することは妥当とする意見をとりまとめ、平成18年6月9日付けで行政評価委員会から知事あてに答申した。

なお、答申には、事業実施にあたり留意することを求める点として、両案件とも附帯意見2点を付した。(裏面の別紙を参照)

2. 審議の経過

平成18年4月24日 大規模事業評価部会(第1回)の開催
議 事

審議の進め方について

宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価について(説明・審議)

宮城県白石高等学校および宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業に係る大規模事業評価について(説明・審議)

平成18年5月18日(木) 現地調査の実施(白石市)
調 査

敷地・建物の現在概要

事業計画内容(校舎位置案等)

周辺環境 等

平成18年5月18日(木) 大規模事業評価部会(第2回)の開催
議 事

県民意見の聴取について

前回審議事項についての追加説明・審議

答申に盛り込むべき事項の審議

(別紙)

1 「宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業」

宮城県第二女子高等学校校舎等改築事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則(以下「規則」という。)第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

なお、現校舎は、耐震診断の結果、要補強の状態であることから、新校舎の供用が開始されるまでの間、生徒や教職員の安全対策について万全を期すよう付言します。

記

- (1) 中高併設及び男女共学に伴い、将来的にグラウンド利用需要が高まることが予想されることから、開学後は、生徒男女比率も勘案しながら、別途グラウンド用地の確保を十分に検討すること。(規則第17条第1項第5号関連)
- (2) 周辺が住宅地であることに鑑み、校舎の高さ、配置など、基本計画、実施計画等の策定及び工事施工に当たり周辺環境に最大限配慮すること。(規則第17条第1項第7号関連)

2 「宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業」

宮城県白石高等学校及び宮城県白石女子高等学校の統合校に係る校舎等建築事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則(以下「規則」という。)第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

なお、現校舎は、耐震診断の結果、要補強の状態であることから、新校舎の供用が開始されるまでの間、生徒や教職員の安全対策について万全を期すよう付言します。

記

- (1) 事業予定地の騒音等の影響を考慮し、学校施設に適した環境となるよう十分に配慮すること。(規則第17条第1項第5号関連)
- (2) 事業予定地を道路が分断している土地形状に鑑み、生徒の交通安全対策について十分に配慮すること。(規則第17条第1項第5号関連)